

平成23年度入札契約制度の改正について（追加）

平成23年3月29日

第1 工事契約関係

1 優良工事施工業者表彰制度の見直し（平成23年4月）

(1) 表彰の対象

現行の工事成績評価の累積点による表彰から、下記のそれぞれの部門で、前年度の工事成績評定点が最も点数の高い工事の施行業者を表彰する方法に改めます。

（平成23年4月以後に完了する工事から適用します。）

- ・土木工事部門（許容価格 500 万円以上 2,500 万円未満）
- ・土木工事部門（許容価格 2,500 万円以上 5,000 万円未満）
- ・土木工事部門（許容価格 5,000 万円以上）
- ・建築工事部門（許容価格 500 万円以上）
- ・ほ装工事部門（許容価格 500 万円以上）
- ・その他専門工事部門（許容価格 500 万円以上）

解体工事，しゅんせつ工事，単価契約である工事，概算契約である工事及び附帯工事を除きます。

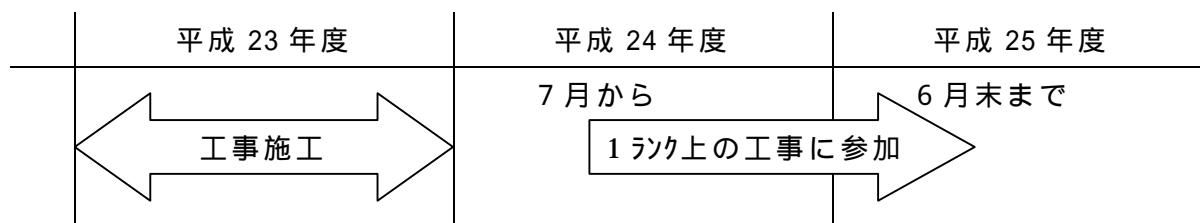
指名停止等があり，優良表彰の対象としてふさわしくないと認められるときは，表彰を行わない場合や表彰決定・優遇措置の取り消しを行う場合があります。

(2) 現行制度終了時の累積点の取り扱い

現行制度終了時の累積点は，平成23年度の最高点の工事成績評点に加算し，表彰を決定します。（加算結果が1000点を超える場合は1000点とします。）

(3) 新制度における優遇措置の内容

表彰の年の7月1日から翌年の6月30日までの1年間，表彰の対象となった工事の業種について，1ランク上の入札に参加できるものとします。



(4) 経過措置

ア 現行の優遇措置については，当該優遇措置の期間が終了するまで実施します。

（経過措置）

イ 現行の優遇措置を受けている者が、現行優遇措置を受けている間に新制度における優遇措置の対象となった場合には、表彰の年の7月1日から翌年の6月30日までの1年間、当該業者が格付されているランクにおいて、1段階広域のエリアの入札に参加することができるものとします。(代替優遇措置。ただし、代替優遇措置により1件受注した場合には、この代替優遇措置は終了するものとします。また、表彰の対象となった工事の業種に限ります。)

1段階広域のエリア：岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第4条別表1に定めるエリアより1段階広域のエリア

(中学校区 小エリア 中エリア 大エリア 全市エリア)

(例) 土木工事部門で表彰

土木 Aランク(東区 - 2 西大寺中学校区)

(経過措置) 特A下として参加

(代替優遇措置) 1段階広域のエリアに参加(土木工事)

例

中学校区	小エリア	中エリア	大エリア	全市エリア
西大寺中学校区	東区 - 2	東区	東区	全市

	エリア	小エリア	中エリア	大エリア	全市
発注基準となる金額等級					
8 ~ 10億 : 特A下 : 全市(JVに限る)					
5 ~ 8億 : 特A下 : 全市(JVに限る)					
2 ~ 3億 : 特A下 : 中区東区エリア				(中区東区)	
1 ~ 2億 : 特A下 : 大エリア					
6000万 ~ 1億 : A : 大エリア					
5000万 ~ 6000万 : A : 大エリア					
2500万 ~ 5000万 : A : 中エリア					

経過措置

格付されているランク・エリア

代替優遇措置

(5) 指名留保

工事成績評定点が5.5点以上5.8点未満の工事があった場合には3月、5.5点未満の場合には6月の指名留保とします。

2 大型建設工事に係る受注制限の見直し（平成23年4月）

大型工事（許容価格1億5,000万円以上の工事。ただし，許容価格10億円以上の工事及び共同企業体により施工する工事を除く。）における受注制限の開始時期を，現に施工中でないことから入札の参加資格確認対象者となった場合に改めます。

第2 委託契約（建設コンサルタント業務等）関係

建設コンサルタント業務等の発注予定の公表（平成23年4月）

建設コンサルタント業務等の発注予定を，年4回（4月，7月，10月，1月）公表します。

この改正についての問い合わせ先は，次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1764
	E-mail:kanri@city.okayama.jp